

給実甲第1334号

令和7年2月12日

人事院事務総長

令和7年4月1日における給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）の適用の特例について（通知）

標記について下記のとおり定めたので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

令和7年4月1日における給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）第7の第1号の規定の適用については、同号中「同日に行政職俸給表(一)の適用を受けることとなったものとした場合に受けることとなる号俸」とあるのは、「同日に行政職俸給表(一)の適用を受けることとなったものとして、令和7年4月1日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第4条及び第5条の規定を適用した場合に同日に受けることとなる号俸を令和7年3月31日に受けていたものとした場合における同日の号俸」とする。

以 上